

第一種圧力容器及び第二種圧力容器に係る労働安全衛生法関係法令の
見直しについて

第一種圧力容器及び第二種圧力容器の圧力を受ける板の最小厚さから腐れ代（供用期間中に予想される腐食及び摩耗に対する板厚の余裕）を除くとともに、最新の日本工業規格と整合性を図るため、圧力容器構造規格（平成 15 年厚生労働省告示第 196 号。以下「構造規格」という。）について所要の改正を行う。

(1) 「腐れ代」の削除

ア 構造規格第 11 条の規定を削除するとともに、第 10 条第 2 号に定められている高合金鋼鋼板及び非鉄金属板の厚さを、1.5 ミリメートル以上に統一することとする。

イ 構造規格第 12 条、第 13 条、第 22 条及び第 26 条に定められている圧力容器の円筒胴等の板の最小厚さ^{*}から、腐れ代を削除することとする。

※現在の構造規格第 12 条等における最小厚さは、最高使用圧力等に耐えられる厚さに腐れ代を加えた厚さと定められている。

(2) 最新の JIS 規格に整合するための改正

ア 圧力容器ののぞき窓の規格を定める第 32 条第 2 項で引用している「JISR3206（強化ガラス）」を新たに制定された専用規格である「JISB8286（圧力容器用のぞき窓）」に改めることに伴い、JISB8286 の規定と重複している第 3 項のガラス板の最小厚さの算式を削除することとする。

イ 圧力容器のフランジの規格を定める第 36 条第 1 項及び第 3 項において、「JISB2241（アルミニウム合金製管フランジ）」を新たに引用することとする。

ウ 引用している JIS 規格を最新の名称に変更する等所要の改正を行うこととする。

なお、労働安全衛生法関係法令は、次のURLにおいて入手できる。

労働安全衛生法（英文）

http://www.japaneselawtranslation.go.jp/law/detail_main?re=01&ia=03&vm=&id=1926

労働安全衛生法施行令（英文）

http://www.japaneselawtranslation.go.jp/law/detail_main?re=01&ia=03&vm=&id=2245

圧力容器構造規格（英文暫定訳）

https://www.jniosh.go.jp/icpro/jicosh-old/japanese/country/japan/laws/04_str/02_pressurecontainer_std/en/index.html